

令和5年度 豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金のご案内

目的

経済的理由から高等学校等の就学が困難な生徒に、その就学に必要な資金を支給することにより、就学の機会を確保し、併せて福祉の増進を図ります。

内容

子ども基金を財源に「豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金」を支給します。

- ① 募集人員 15名程度
- ② 支給額 1か月につき支給額6,000円（年額72,000円）
- ③ 支給月 9月（予定）※該当年の4月分からさかのぼって支給

対象者

以下の全てに該当する方

- ① 市内に居住し、高等学校等に在学していること。
- ② 経済的理由により就学が困難であること。（生活保護世帯は除く。）
- ③ 生計を主として維持する者が、市内に居住していること。
- ④ 他の給付型奨学金の給付を受けていないこと。

但し、本会会長が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

募集期間

令和5年7月4日（火）～令和5年8月10日（木）午後5時15分まで

（注意）郵送の場合は令和5年8月10日（木）の消印まで有効

応募を希望される場合は、詳細について説明しますので、下記連絡先に問い合わせください。

選考方法

豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金審査委員会で、経済的な状況及び人物評価等を基に総合的に選考を行います。

なお、応募条件につきましては、次の「選考基準等」のとおりです。

〒471-0877 豊田市錦町1丁目1番地1 (社福) 豊田市社会福祉協議会 くらし応援課（豊田市福祉センター2階） 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、月曜日、祝日を除く） 電話（0565）34-1132

選考基準等

1 人物について

- 1) 礼儀正しく、誠実であること。
- 2) 学ぶ意欲があり、学業を修了できる見込みがあること。

2 家計について

家計の選考基準は次のとおりです。

「世帯員全員の所得金額」 — 「特別控除額（注１）」

「収入基準額（注２）」

= おおむね 1.4 以下であること。

（注１） 特別控除額表（日本学生支援機構（旧日本育英会）の推薦基準実施要領に準ずる。）

事 情	特 別 控 除 額			
① 母子・父子世帯の場合	99万円			
② 就学者（申請者本人を含む。）のいる世帯の場合 （就学者１人につき）	小 学 校		31万円	
	中 学 校		46万円	
			自宅通学	自宅外通学
	高 等 学 校		国・公立	39万円
			私 立	69万円
	高 等 専 門 学 校	国・公立	1年～3年次	39万円
		私 立	1年～3年次	69万円
	専修 学 校	高等課程	国・公立	39万円
			私 立	69万円
③ 障がい者のいる世帯の場合	障がい者１人につき 99万円			

（注２） 収入基準額表（日本学生支援機構（旧日本育英会）の推薦基準実施要領に準ずる。）

世 帯	収入基準額	世 帯	収入基準額
1人世帯	103万円	5人世帯	221万円
2人世帯	165万円	6人世帯	234万円
3人世帯	190万円	7人世帯	246万円
4人世帯	206万円		

* 7人を超える場合は1人増すことに11万円を加算します。

(参考) 算定モデルケース

- ・世帯構成…父、母、弟（中学生）、申請者（公立高校生・自宅通学）の4人
- ・所得金額…父300万円、母60万円

●各数値は…

- ・世帯員全員の所得金額…360万円
- ・特別控除額…85万円
 - *特別控除額表の「就学者のいる世帯」に該当
(中学生46万円+高校生(公立・自宅通学)39万円)
- ・収入基準額…206万円 *収入基準額表の4人世帯の額

●算定式に当てはめると…

$$\frac{\text{「世帯員全員の所得金額」} - \text{「特別控除額」}}{\text{「収入基準額」}} = \frac{360\text{万円} - 85\text{万円}}{206\text{万円}}$$
$$= \frac{275\text{万円}}{206\text{万円}} = \underline{1.33} \text{ (小数第3位以下切り捨て)}$$

***所得金額**とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費を差し引いたものです。所得課税証明書に所得金額が記載されています。